

平成27年第2回臨時会

長野原町議会会議録

平成27年 5月13日 開会

平成27年 5月13日 閉会

長野原町議会

平成27年5月第2回長野原町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月13日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○臨時議長の紹介	5
○臨時議長就任	5
○町長挨拶	5
○議員自己紹介	6
○職員自己紹介	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告(第1号)	8
○仮議席の指定	8
○議長の選挙	8
○議長当選承諾及び挨拶	10
○議事日程の報告(第1号の追加1)	10
○議席の指定	10
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○副議長の選挙	11
○副議長当選承諾及び挨拶	13
○常任委員会委員の選任について	13

○議会運営委員会委員の選任について……………	16
○選挙第3号から選挙第5号までの一部事務組合議会議員の選挙について……………	17
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	19
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	20
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	24
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	27
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	29
○委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について……………	31
○閉会の宣告……………	32
○署名議員……………	33

長野原町告示第128号

平成27年5月13日第2回長野原町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年5月1日

長野原町長 萩原睦男

- 1 招集期日 平成27年5月13日
- 2 招集場所 長野原町議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 常任委員会委員の選任について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について
 - (6) 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について
 - (7) 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について
 - (8) 長野原町監査委員の選任同意について
 - (9) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）
 - (10) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
 - (11) 長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (12) 長野原町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	篠原	茂君	2番	富澤	重男君
3番	入澤	信夫君	4番	浅井	進君
5番	入澤	勝彦君	6番	黒岩	巧君
7番	浅沼	克行君	8番	牧山	明君
9番	大羽賀	進君	10番	豊田	銀五郎君

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成27年5月第2回長野原町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成27年5月13日(水曜日)午前10時開会

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 選挙第1号 議長の選挙について

議事日程の報告(第1号の追加1)

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第8 選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第9 選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について
- 第10 同意第1号 長野原町監査委員の選任同意について
- 第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第13 議案第1号 長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第2号 長野原町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	篠原茂君	2番	富澤重男君
3番	入澤信夫君	4番	浅井進君
5番	入澤勝彦君	6番	黒岩巧君
7番	浅沼克行君	8番	牧山明君
9番	大羽賀進君	10番	豊田銀五郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	野口芳夫君
税務課長	嶋村明君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	都丸斉君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	大滝良之君	教育課長	矢野今朝治君
産業課長	黒岩亨君	企画政策課長	中村剛君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	土屋靖彦	書記	桐渕祐介
------	------	----	------

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（土屋靖彦君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっています。

年長の豊田銀五郎議員をご紹介します。

◎臨時議長就任

○議会事務局長（土屋靖彦君） 臨時議長、豊田銀五郎議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長 豊田銀五郎君 議長席に着席〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました豊田です。よろしくをお願いします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いします。

◎町長挨拶

○臨時議長（豊田銀五郎君） まず、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

5月臨時議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

10人の議員の皆様には、4月の選挙戦におきましては大変お疲れさまでございました。また、ご当選まことにおめでとうございます。この席をおかりいたしまして、改めてお祝いを申し上げる次第でございます。

私も今日に至るまで、さまざまな選挙戦に携わってまいりましたし、去年は自身の選挙も経験することができました。選挙戦、戦いというぐらいでございますから、選挙というのは

非常につらく厳しいものでございます。議員の皆様も、この選挙期間中、死に物狂いで走り回ったこととご推察されますが、当選した瞬間から、今度は町民のため、地域のために死に物狂いで活動しなくてはなりません。まさに政治家というのは、息のつく間もない仕事であるというふうに思うわけでございます。

我々町部局と議員の皆様とは、立場こそ違いますが、町をよくするという思いは同一であるというふうに認識しております。今は皆様とよりよい関係を構築できることを心から願っておるところでございます。といいますよりも、議会と町がうまくいかないということは、町民の不幸であると言っても言い過ぎではないというふうに思っております。

私も全力を尽くす覚悟でございますので、どうか皆様の深いご理解とご協力を賜りますことを心からお願い申し上げまして挨拶といたします。

本日は初議会ということでございますので、どうぞ慎重審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

◎議員自己紹介

○臨時議長（豊田銀五郎君） 続いて、議員及び職員の自己紹介を行います。

まず、議員の自己紹介から始めます。1番議員からよろしくお願いします。

○1番（篠原 茂君） 篠原茂でございます。どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 2番議員、お願いします。

○2番（富澤重男君） 富澤重男と申します。大津に在住しております。よろしくお願いします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 3番議員、お願いします。

○3番（入澤信夫君） 応桑の入澤信夫です。よろしくお願いします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 4番議員、お願いします。

○4番（浅井 進君） 北軽井沢出身、浅井進と申します。よろしくお願いします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 5番議員、お願いします。

○5番（入澤勝彦君） 応桑の入澤勝彦です。よろしくお願いします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 6番議員、お願いします。

○6番（黒岩 巧君） 3期9年目になりました北軽井沢の黒岩巧です。議会を引っ張ってい

けるように一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 7番議員、お願いします。

○7番（浅沼克行君） 長野原の浅沼でございます。ことしで10年目となります。よろしくお願いします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 8番議員、お願いします。

○8番（牧山 明君） 応桑の牧山明です。ことしで13年目です。よろしくお願いします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 9番議員、お願いします。

○9番（大羽賀 進君） 北軽の大羽賀と申します。ことしで4期目となりました。よろしくお願いします。

○臨時議長（豊田銀五郎君） 10番議員、豊田です。よろしくお願いします。

◎職員自己紹介

○臨時議長（豊田銀五郎君） 次に、職員の自己紹介を副町長より順次お願いいたします。

○副町長（市村 敏君） 副町長の市村敏です。よろしくお願いします。

〔職員自己紹介〕

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○臨時議長（豊田銀五郎君） ただいまから、平成27年5月13日第2回長野原町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（豊田銀五郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告（第1号）

○臨時議長（豊田銀五郎君） 本日の議事日程（第1号）は配付のとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（豊田銀五郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（豊田銀五郎君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法は投票により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、篠原茂君及び2番、富澤重男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。この選挙は公職選挙法の一部が準用されております。当選人とすべき議員1人の氏名を記入していただきます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、篠原茂君及び2番、富澤重男君、投票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 0票

有効投票のうち、大羽賀 進 君 10票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票でございます。

したがって、大羽賀進君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（豊田銀五郎君） ただいま議長に当選された大羽賀進君が議長におられます。会議規則第32条第2項の規定より当選人に告知いたします。

◎議長当選承諾及び挨拶

○臨時議長（豊田銀五郎君） 大羽賀進君、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔9番 大羽賀 進君 登壇〕

○9番（大羽賀 進君） 就任の新議長のご挨拶を申し上げます。

このたび、私、議員皆様のご推挙により、再び長野原町議会議長の要職につくこととなりました。まことに身に余る光栄でございます。

長野原町では現在、八ッ場ダム問題を初め、産業振興、雇用の場の確保、少子高齢化等、さまざまな諸問題を抱えています。こうした諸問題に対し、私たちは、地域住民の代表者として地域の声を行政に反映させ、住みよい長野原町をつくっていくことが私たちの使命であると思います。

そのためには、議会、町当局が一体となり、これらの諸問題に取り組んでいくことが重要であると思います。

どうか今後とも、皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたしまして、議長就任のご挨拶といたします。（拍手）

○臨時議長（豊田銀五郎君） 議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

〔議長 大羽賀 進君 議長席に着席〕

○議長（大羽賀 進君） 早速ですが、議長の職務をさせていただきます。

◎議事日程の報告（第1号の追加1）

○議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程（第1号の追加1）は、配付のとおりであります。

◎議席の指定

○議長（大羽賀 進君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において配付のとおり指名いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大羽賀 進君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において1番、篠原茂君、2番、冨澤重男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大羽賀 進君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、臨時会ですので本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（大羽賀 進君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、入澤信夫君及び4番、浅井進君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大羽賀 進君） 念のため申し上げます。この選挙は公職選挙法の一部が準用されております。当選人とすべき議員1名の氏名を記入していただきます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大羽賀 進君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

3番、入澤信夫君及び4番、浅井進君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票数 10票

無効投票数 0票

有効投票のうち、浅 沼 克 行 君 10票

この選挙の法定得票数は3票でございます。

したがって、浅沼克行君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大羽賀 進君） ただいま副議長に当選された浅沼克行君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選人に告知いたします。

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（大羽賀 進君） 浅沼克行君、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔7番 浅沼克行君 登壇〕

○7番（浅沼克行君） ただいま議長の指名をいただきましたので、副議長就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位のご推挙により長野原町議会副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に存じます。と同時に、責任の重大さも痛感しておるところでございます。

もとよりその器ではございませんが、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜り、議長の補佐役として誠心誠意努める覚悟でございます。どうか一層のお力添えくださいますようお願い申し上げます、副議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（大羽賀 進君） ここで暫時休憩といたします。10時半まで。

休憩中に調整委員のメンバーについての協議をいたします。議員の方は小会議室、よろしくをお願いします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時30分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（大羽賀 進君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

議員の所属については、各自希望もあろうかと思いますが、前例に従って希望を取りまとめ調整したいと思います。

なお、調整委員については議長から指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

事務局より希望調査表を配付させますので、第2希望まで記入し、各自の指名も記入してください。

〔希望調査表配付〕

○議長（大羽賀 進君） それでは、調整委員を指名いたします。正副議長及び6番、10番議員を指名いたします。

それでは、回収いたします。

〔事務局希望調査表回収〕

○議長（大羽賀 進君） これより集計調整のため、暫時休憩といたします。

10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時47分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

休憩中に希望を優先に調整した結果、配付のとおりであります。

委員会条例第7条の規定により、議長において配付のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり各常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第9条第1項の規定により、議長において各常任委員会を招集いたします。

各常任委員会の委員長を互選していただき、委員長のもとで副委員長を互選していただきます。

なお、最初の委員長を互選する際には、委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会とも年長の委員のもとで委員長を互選することになりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。55分まで。

総務文教常任委員会を小会議室でお願いいたします。

産業建設常任委員会を正副議長室でお願いいたします。

よろしく申し上げます。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長が決定されましたので報告いたします。

総務文教常任委員長に黒岩 巧君 総務文教常任副委員長に浅井 進君

産業建設常任委員長に入澤 勝彦君 産業建設常任副委員長に牧山 明君

以上のとおり、各常任委員会で互選されました。

ここで、各常任委員長より就任の挨拶をお願いいたします。

まず、総務文教常任委員長、黒岩巧君。

〔総務文教常任委員長 黒岩 巧君 登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩 巧君） 議長に指名をいただきましたので、総務文教常任委員長就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま、総務文教委員の皆様方のご推挙をいただきまして委員長の大役を仰せつかりました黒岩巧です。

少子高齢化、福祉の充実等々、問題が山積しています。もとよりその器ではございませんが、当常任委員会の所管するさまざまな問題に対し、委員皆様方とともに懸命に取り組む所存でございます。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし、委員長の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（大羽賀 進君） 次に、産業建設常任委員長、入澤勝彦君。

〔産業建設常任委員長 入澤勝彦君 登壇〕

○産業建設常任委員長（入澤勝彦君） 議長の指名によりまして、産業建設常任委員長就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま、産業建設常任委員皆様方のご推挙をいただき委員長の大役を仰せつかりました入澤勝彦です。

長野原町の基幹産業である観光と農業の振興は、今後の町の発展に欠かすことのできない大きな問題です。長野原町は八ッ場ダムにより、これから大きく変わろうとしています。もとよりその器ではございませんが、今後とも町の発展を願い、委員の皆様方と懸命に努力をする所存ですので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし、委員長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈いします。（拍手）

○議長（大羽賀 進君） ここで暫時休憩いたします。

休憩の中で、議会運営委員のメンバーについて協議いたします。11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時07分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（大羽賀 進君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条の規定により、議長において配付のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで委員会条例第9条第2項の規定により、議長において議会運営委員会を招集いたします。

委員長を互選していただき、委員長のもとで副委員長を互選していただきたいと思ひます。なお、委員長を互選する際には、年長の委員のもとで委員長を互選することになりますの

で、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。5分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

正副委員長が決定されましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に豊 田 銀五郎君 議会運営委員会副委員長に富 澤 重 男
君

以上のおり委員会で互選されました。

ここで委員長より就任の挨拶をお願いいたします。

豊田銀五郎君。

〔議会運営委員会委員長 豊田銀五郎君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（豊田銀五郎君） 議長の指名をいただきましたので、委員長就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま、議会運営委員会の皆様のご推挙により委員長の大役を仰せつかりました。行政の諸問題を抱える中で、今後さまざまな議事案件があろうかと思いますが、議員各位初め町当局、職員の皆様方のご協力を賜り、今後の議会運営が無事に、また円滑に運営できるよう努力いたしますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（大羽賀 進君） 以上で議会運営委員長の挨拶を終結いたします。

◎選挙第3号から選挙第5号までの一部事務組合議会議員の選挙について

○議長（大羽賀 進君） 日程第7、選挙第3号から日程第9、選挙第5号までは、いずれも一部事務組合議会議員の選挙であります。

この際、一括上程し、直ちに選挙したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

選挙についての議案と参考資料が配付されておりますので、事務局より朗読を説明させます。

局長。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了いたしましたので、お諮りします。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長より指名することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、議長より指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。5分。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

選挙第3号の西吾妻衛生施設組合議会議員に私、大羽賀進と浅沼克行君、黒岩巧君、選挙第4号の西吾妻環境衛生施設組合議会議員に私と浅沼克行君、黒岩巧君、浅井進君、選挙第5号の西吾妻福祉病院組合議会議員に私と浅沼克行君、黒岩巧君、それぞれ指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

当選者が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人に告知いたします。承諾をお願いいたします。

事務局より後ほど当選者名簿を配付させます。

以上で、一部事務組合の議員の選挙を終結いたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第10、同意第1号 長野原町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本件については、当事者が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

5番、入澤勝彦君。

〔5番 入澤勝彦君 退席〕

○議長（大羽賀 進君） 事務局より議案の朗読をさせます。

局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（大羽賀 進君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 同意第1号 長野原町監査委員の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、町長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議会議員のうちから選任するもので、当町に当たっては2名と定められております。

このたび、改選期に当たり、議員の中から監査委員1名、入澤勝彦議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

入澤氏は監査委員として最適任者でありますので、選任いたしたく同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 提案の説明が終了しましたので、お諮りします。人事案件につき、

質疑、討論を省略し、直ちに採決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。直ちに採決します。

お諮りします。同意第1号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

5番 入澤勝彦君、入席をお願いいたします。

〔5番 入澤勝彦君 入席〕

○議長（大羽賀 進君） ただいまの案件は同意されました。

5番議員さん、よろしくをお願いいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第11、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

事務局より議案の朗読をさせます。

局長。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（大羽賀 進君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同4月1日から施行となるため、長野原町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

主な改正点は、軽自動車税において一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の創設や、ふるさと納税の申告特例の創設に伴う規定の整備等を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） それでは、承認第1号の説明をさせていただきたいと思います。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されました。これを受けまして、本町も同日付で改正条例を専決処分し、公布いたしました。

2枚目がその専決処分書でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきたいと思います。新旧対照表が6枚目に載っておりますので、6枚目を開いていただきたいと思います。

A4の横になっているものですが、6枚目、開けましたでしょうか。新旧対照表が出てまいりましたかと思います。

左が現行でございまして、右が改正後となっております。

町税条例の改正は、大変細部に及び内容もわかりづらいため、かかわりの深いところ以外は概略を申し上げさせていただきたいと思います。また、今回の改正で重立って関係するところは、先ほど町長が申されたように、ふるさと納税にかかわる部分と軽自動車税にかかわる部分かと思われま。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、第31条、均等割の税率の改正でございますが、第2項の別記1についてでございます。別記1は、14ページをごらんいただきたいと思いますけれども、14ページから始まっている表でございまして、14ページ、15ページが現行、その後が改正後となっております、この表は法人の町民税の均等割の税率に係る表でございます。

この中の改正部分でございますが、法人の区分の1のオの部分でございます。下にアンダーラインが引いてあるところが改正部分でございます。1のオに係る部分の改定と、また、もとの1ページのほうに戻っていただきたいんですけれども、31条の第4項、この部分が新たに追加されるものでございます。

これらはいずれも、地方税法312条の法人の町民税均等割の税率適用区分である資本金等

の額に係る改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第48条、法人の町民税の申告納付の改正でございますが、第6項の2ページの上から3段目の「第2条第12号の7の3」という文言を「第2条第12号の7」に変えるもので、これは法人税法第2条の号ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続でございますが、第3項の「第2条第12号の7の2」という文言を「第2条第12号の6の7」に変えるものでございます。

また、第57条及び次の第59条も同じでございますが、これも文言が「第10号の9」というものを「第10号の10」に変えるもので、これらはいずれも法人税法の改定に伴う号ずれを整備するものでございます。

次に、4ページに入らせていただきたいと思います。

附則の第7条の3の2、これは個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係るものですが、この改定でございますが、「平成39年度」という文言を「平成41年度」に、「平成29年度」を「平成31年度」に変えるものでございます。これは、同特別控除の対象期限が平成31年度まで延長されたことに伴う改正でございます。

次に、4ページの一番下の部分でございますが、附則の第9条でございます。

これは、個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例等でございますが、いわゆるふるさと納税に係る部分がここでございます。第1項から第4項までの追加と、次ページでございますが、第9条の2を新たに追加する改正でございます。これは、ふるさと納税の申告特例、いわゆるワンストップ特例といわれるものですが、の創設に伴う改正でございます。

これまで、ふるさと納税で控除を受ける場合は、確定申告をすることが必要でございましたが、これからは、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は確定申告をしなくて、いわゆるワンストップと申しますが、確定申告をしなくても控除が受けられるという制度を創設する、そのことに伴う改定でございますが、その手続等がここに規定されております。

6ページに入ります。

次に、附則第10条の2の改正でございますが、6ページの真ん中あたりでございます。

「法附則第15条の34項」という文言を「法附則第15条第36項」に、同じく「第37項」を「第39項」に、同じく「第38項」を「第40項」に変えるもので、これらは地方税法附則第15条の見直しに伴う項ずれを整備するものでございます。

続きまして、第11条でございますが、この11条から10ページの第15条までの改正は、いず

れも地方税法附則第17条からの土地の下落修正措置というものや、負担調整措置等の特例に関する規定というものがあるわけですが、この規定について、現行制度の継続により年度更新すると。今ある規定が年度更新、継続することで年度更新することに係るものでございまして、いずれも「平成24年度から平成26年度」という文言を「平成27年度から平成29年度」というように、それぞれ3年間更新するものでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページの下の方にある第16条でございますが、これは軽自動車税の税率の特例についての規定でございます。

改正部分は新しく創設されるもので、先ほど町長が申し上げたように、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例という特例が新たにできまして、それに関する規定を追加するものでございます。環境に優しい車については税を軽くしようというような制度でございまして、グリーン化特例と申しております。

まず、11ページの下の方ですけれども、第1項については、電気軽自動車や天然ガスの軽自動車に関する規定で、次のページ、12ページの一番上に表があるんですけれども、本来ならば真ん中の段の金額が、今言った電気自動車や天然ガスの自動車については右側の金額になるよと。おおむね75%の軽減となっております。

第2項では、平成32年の燃費基準プラス20%を達成した軽乗用等に関する規定で、おおむね50%の軽減、第3項では、平成32年燃費基準達成の軽乗用等に関する規定でございまして、おおむね25%の軽減となっております。いずれも、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規取得した軽自動車等についてでございます。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。

ここからは、第2条による改正、平成26年条例第18号の改正の部分でございます。

まず、第16条でございますが、軽自動車税の税率の特例の改定でございまして、現行が左でございます。改正後が右でございますが、現行では、新規登録から14年以上経過した車両に係る軽自動車税は重くなるという規定が、今、現行で入っております。いわゆる、これは経年重課と申しておりますけれども、新規登録から14年以上経過した車両に係る軽自動車税は重くなるというような規定となっておりますが、改正後でございますが、今回の改正で新たに創設されたグリーン化特例の規定、先ほど説明申し上げましたグリーン化特例の規定を加えるというような改正でございます。

次に、19ページでございます。

附則でございますが、何点か改正点がございまして、これらはいずれも二輪車の税率引き上げの改正が平成27年度から実施されることになっておりましたが、これが1年間延長され、平成28年度から実施されることになったということに伴う規定の整備を行うものでございます。二輪車の税率改定の部分が1年間延長されたということに関しての規定の整備でございます。

冒頭に申し上げたように、税条例の改定部分については細部にわたり、また内容も複雑になっております。雑駁な説明でございましたが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了いたしましたので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時に行います。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第12、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長

野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)を議題といたします。

事務局より議案の朗読をさせます。

局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(大羽賀 進君) 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長(萩原睦男君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行となるため、長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

主な改正点は、課税限度額の引き上げ及び軽減措置に係る最低所得の算定方法の見直し規定の整備を行うものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大羽賀 進君) 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(嶋村 明君) それでは、承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されましたので、これを受けまして、本町も同日付で改正条例を専決処分し、公布いたしました。

2枚目がその専決処分書でございます。

改正内容につきましては、先ほどと同じ新旧対照表にて説明させていただきたいと思っております。

4枚目をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表でございますが、左側が現行、右側が改正後となっております。

改正内容でございますが、まず第2条、課税額でございますが、町長が先ほど申し上げました課税限度額の規定の整備でございます。

第2項で、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を現行51万円となっているものを52万円に、第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行16万円から17万円に、第4項で介護納付金課税額の課税限度額を14万円から16万円に、それぞれ引き上げる規定の整備でございます。

次に、2ページから3ページにかけての第23条、国民健康保険税の減額の改定でございますが、低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、軽減対象となる世帯の軽減判定所得について見直すものでございます。現在、所得に応じて2割軽減、5割軽減、7割軽減というような制度が入っております。

まず、2ページの中ほどの第2号、これは5割軽減世帯についての規定でございますが、軽減判定所得の計算法において、1人について24万5,000円を加算した金額となっているものを1人について26万円を加算した金額と改定いたします。

また、3ページの第3号、これは2割軽減世帯の規定でございますが、1人について45万円を加算した金額というものを1人について47万円加算した金額と変えるものでございます。この改定により、軽減の対象となる世帯の所得額が上がりますので、結果として軽減世帯、軽減の対象世帯も拡充されることになります。

以上については、平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、新旧対照表の5ページですが、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の附則に規定されている施行期日についてでございますが、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律という法律の改正に伴って、施行期日の一部を改正するものでございます。

以上でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） 軽減の措置のところの説明で、もう一回確認をしたいんですけども、結果的に軽減される世帯の幅が広がるという解釈をしたわけなんですけど、実際にはどのくらいの世帯数がこの対象になるか。その辺のところをちょっと教えてください。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） 軽減の改定の関係で、今回の改定によって軽減世帯が拡大されるというようなお話でございましたが、そのとおりでございます。この改定により、軽減世帯は拡充される方向で動きます。

それで、実際のところ、軽減世帯というのがどのくらいあるのかということでございますが、今、国保世帯は1,266世帯ぐらいです。そのうち、7割軽減が今実施されている世帯が353世帯、5割軽減が実施されている世帯が145世帯、2割軽減が実施されている世帯が153世帯が現状となっております。

今回の軽減でどのくらいふえるのかというのは、ちょっと所得等が確定して、調べてみなければわかりませんが、この数字がわずか、どのくらいかわかりませんが、ふえる方向ではあるということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第13、議案第1号 長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をさせます。

局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（大羽賀 進君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、当町では、八ッ場ダム建設に伴い移住を余儀なくされた方々が町内に代替の家屋等を取得した場合には、固定資産税を5年間に限り2分の1とする減免を行っております。減免した減収分のうち、一定の条件下の製造業と旅館業分につきましては、水源地域対策特別措置法により、交付税にて補填されることになっております。

このたび、国の法律改正に関連し、水源地域対策特別措置法に関する総務省令の一部が改正されたことに伴い、当町の条例も改正が必要になりました。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） それでは、議案第1号 長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

今回の条例改正は、水源地域対策特別措置法第13条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、町の条例も同様な改正をする必要が生じたものでございます。

先ほど町長が話されたように、現在当町では、八ッ場ダム建設に伴い移住を余儀なくされた方々が町内に代替の家屋等を取得した場合に、固定資産税の急増による負担を緩和するため、本条例と八ッ場ダム建設に伴う家屋の移転に係る固定資産税の減免要綱により、固定資産税を5年の間、本来の税額の2分の1とする減免を実施しております。

今回の改正は、2つの点においての改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

いずれも第2条の改正でございますが、1つは「平成4年4月1日以後に行われた法第3条の規定」という文言を「平成4年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われた法第3条の規定」と改定するものでございまして、どういうことかといいますと、法とは水源地域対策特別措置法のこと、その第3条は水源地域の指定の規定でございます。

これまでは、平成4年4月1日以後に水源地域の指定が行われれば、固定資産税の減免の対象になりましたが、この改定により、平成4年4月1日から平成27年3月31日までの間に

水源地域の指定を受けたと、末尾が限られる変更となります。

いずれにしましても、本町の八ッ場ダム事業につきましては、既に水源地域の指定を受けておりますので、この改定により何ら影響を受けるものではございません。

第2点目でございますが、固定資産税の減免を受けることができる期限ですが、改正前は平成27年3月31日までとなっておりますが、今回これを、平成29年3月31日までと2年間延長するものでございます。期限について2年間延長するという改定でございます。

この条例の施行日ですが、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了したので質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号 長野原町水源地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第14、議案第2号 長野原町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

事務局より議案の朗読をさせます。

局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（大羽賀 進君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、発電用水に係る流水占用料について、群馬県河川流水占用料等徴収条例に準じて算出を行うため、条例の改正が必要になったことによるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（都丸 斉君） それでは、議案第2号 長野原町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書に添付してございます資料の4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

左側の欄が現行、右側は改正後でございます。

左側、現行の表中の種目の欄でございます。種別の行の下に、鉱工業用水の文章の下の揚水式発電所以外の発電所の発電用水の文章、以下、次ページ以降の同欄の文章及びその右の欄の1（1）、（2）の文章、以下、次ページ以降の同欄の文章、また、その右の欄の単位、単価の文章、以下、次ページ以降の同欄の文章でございますが、これらを右側の改正後の表により、発電用水と単価、単位では、群馬県河川流水占用料等徴収条例（平成12年群馬県条例第72号）別表に準じて算出した額に改めるものでございます。

この公共物使用等に関する条例は、東京電力熊川第一発電所が一級河川熊川より取水しております発電用水に適用するものでございます。同発電所の取水量は、毎秒2.34立方メートルであり、このうち町管理の流水量が0.11立方メートル含まれております。

公共物占用料の算定は、群馬県が全体額を算出し、町分の料金においては取水量案分にて料金を算出するため、条例の改正を行うものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了いたしましたので、質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） 今の説明ですと、この徴収する対象になるのは、今のところ東京電力だけということですか。それと、県営の狩宿発電所なんかの場合はどういうふうになっているのか。そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（大羽賀 進君） 建設課長。

○建設課長（都丸 斉君） 町管理の河川水の取水の現状なんですけれども、熊川第一発電所の取水の取り入れに流れ出ております応桑用水の流末の暗渠がございます。そこから水が流れ出ておりますことから、町管理の水が確実にそこへ流入されているという条件がございます。今のところは東京電力熊川第一発電所の取水口の占有する水が対象になっております。今後また、町管理の河川の水を明らかに取水口から引き入れる場合が発生した場合には、そのときの判断になると思います。よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号 長野原町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

○議長（大羽賀 進君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会から、会議規則第74条の規定により、配付のとおり申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり取り扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎閉会の宣告

○議長（大羽賀 進君） 以上をもって、平成27年5月第2回長野原町議会臨時会日程の全てを終了いたしました。

臨時会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時27分